第6回会議議事録

期 日平成16年5月24日(月)ところ中条町産業文化会館多目的ホール

中条町・黒川村任意合併協議会

○事務局(羽田野)

定刻でございますので、始めさせていただきたいと思います。

本日は早朝からおいでいただき、またお忙しい中、中条町・黒川村任意合併協議会の第6回会議にご 出席いただき、まことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、会長よりごあいさつ申し上げます。

○会長(熊倉)

おはようございます。この間まで新緑の非常にまばゆいような時期でございましたが、今は田植えも全部終わりまして、非常に落ちついた風情を呈しているという状況であります。何か田園の地域を代表するような静かな時期でありますが、きょうこうやってここで5月の協議会を開くに当たりまして、皆様方からご出席賜りましたこと、心から厚くお礼を申し上げます。特に委員の皆様たちには、委員会の合間にいろいろと熱心に研究、討議をいただいておりますご努力にこの場をかり、心から厚く御礼を申し上げておきたいと思います。

なおまた、皆様方にこうやって目を通していただいて、逐次議案の整理をしていきたいと思っているところでありますが、今の状況等を見ますと、かねてから第2回目の地域住民に対する説明会ということ等について、当初は来月あたりを一つのめどということにはしておったところでありますけれども、来月あたりの協議会等にいわゆる新市計画にのっかっていくような事業とか、そうしたようなもの等についても、ある程度出せるのではなかろうかという感じもいたします。そういうような一つのめどが立っていかないと、住民説明も少し難しいのかなと思いますので、その点ひとつお含みおきいただきたいと。したがって、7月に入りますと、7月の11日が参議院の選挙ということの予定にもなっておりますので、2回目の懇談会というもの等については、その参議院の選挙後というようなのが今の事務ペースで考えている時期かと思いますので、あらかじめひとつその辺ご了承賜りたいというふうに思っております。

それでは、これから議会に提案しましたものから逐次協議を進めていきたいというふうに思いますので、よろしくご審議いただきたいと思います。

○事務局(羽田野)

ありがとうございました。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

進行につきましては、規約第6条第3項の規定により、会長にお願いをいたします。

○議長(熊倉)

それでは、しばらくの間議長として議事を進めさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

審議をいただきます前に、本日の会議の成立を確認いたします。

事務局から委員の出席について報告願います。

○事務局(羽田野)

委員の出席につきましてご報告申し上げます。

委員数35名のうち出席いただいている委員は34名、欠席の委員は1名であります。 以上でございます。

○議長(熊倉)

ただいま事務局から報告がありましたとおり、委員数35名のうち出席いただいている委員は34名であります。協議会規約第6条第2項の規定により、会議は成立するものであります。

続きまして、本日の会議の公開についてお諮りいたします。

会議の傍聴の申し出について事務局から報告願います。

○事務局(羽田野)

本日の会議の傍聴につきましては、一般傍聴人8名、報道関係者1社から申し出を受けております。 以上でございます。

○議長(熊倉)

ただいま事務局から報告がありましたとおり、傍聴の申し出がありましたので、会議運営規程第3条 により、本日の会議は公開するとすることにしてよろしいかお諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊倉)

ご異議ないようでございますので、本日の会議は公開といたします。

それでは、3の議事に入ります。

承認第7号 中条町・黒川村合併協議にかかる全世帯意見聴取の実施について議題とします。 事務局より説明願います。

○事務局(羽田野)

それでは、議案書3ページをお開き願います。承認第7号 両町村の合併協議にかかる全世帯意見聴取についてでありますが、これは協議会だよりとともに、意見記入用紙を各世帯にお届けし、中条町、黒川村の合併協議に対して広く住民の皆さんからご意見をちょうだいしようというものであります。策定中の新市将来構想につきましては、皆様方にご検討をいただいておりますが、両町村の概況やアンケートの集計に基づき、案としてお示ししている基本目標を初め、事務局でまとめました資料をもとに、パンフレットを作成し、住民の皆さんにもごらんいただきたいと考えております。と申しますのも、先ほど会長が申し上げたとおり、当初今月下旬から6月上旬に予定しておりました住民説明会を開催するには、いましばらく時間が必要との判断の中から、協議会だより以外でも協議会の動きを住民の方々にお知らせし、また合併に関するご意見をいただきながら、来る説明会や新市建設計画にも生かせればと考えたものであります。今回6月15日号の協議会だよりにパンフレットと記入用紙、返信用封筒を折り込みまして、全世帯に配布する予定にしております。記入用紙を議案には添付しておりませんが、基本

目標案としてお渡ししている四つの方向性に対する意見や新市計画に盛り込むべきアイデアなど、お気づきの点があれば記述していただくというものでありますので、ご承認を賜りたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(熊倉)

ただいま事務局より説明がありましたが、この案件につきましてご意見、ご質問等ございましたらひ とつお願いをいたします。

はい、どうぞ。

〇丸岡委員

先ほど議長の方から住民説明会については、参院選以降というようなお話がありました。それとの関連においてこの意見聴取ついてお伺いしたいのですが、配布時期については、6月の15日というふうになっており、そして締め切りが28日だということでありますけれども、今主に検討する、きょうもそうなのですけれども、この会の進みぐあいといいますか、それについては行政制度調整の方に非常に力点が置かれているような感じがするのですけれども、この新市のまちづくりの方向性といいますか、これは勉強会の中でいろいろと議論されている内容でありますけれども、ここでの議論というのが余り見えないということであります。それで、どの程度まで町民の皆さんに、あるいは村民の皆さんに判断材料といいますか、情報といいますか、これが提供されるものなのか。その点についてお伺いしたいし、この会の進行といいますか、それが順調に推移しているのか。何かちょっとおくれているような感じが私にしては、しないでもないのですが、その辺について2点お伺いしたいと思います。

○議長(熊倉)

事務局。

○事務局(羽田野)

今ほどご質問のありましたまず第1点目でございますが、将来構想につきまして、協議会の中で検討が見えてこないというようなお話でございますが、確かに協議会の方では表立ってはお出ししてございませんけれども、全員の方々、委員の皆さん方のところで勉強会、検討会という形の中で色々資料を提供させていただいて、そして検討会の中で方向性、この前も色々とやっていただきましたけれども、そこでの目標というものをある程度お示し申し上げておりますけれども、まだ全体に対しての決定をいただいているわけではございませんけれども、この協議会の中でこの構想自体をもむということは非常に時間がかかるものですから、全体の勉強会、それからその機会をとらえまして、勉強会という形の中にやらせていただいているという状況でございます。事務局から全体をお示しすればというような案もございましたけれども、委員の方々からそれぞれ意見を出し合っていただいてまとめていただくという努力をお願いしております。ですから、今回の来月15日から予定しております意見聴取につきましても、その辺のところをまず事務局サイドで委員の方々、それから発回のアンケートでいただいたもの等々を参考にしながら、住民の方々から将来構想、それから建設計画に向けてのご意見をちょうだいしてい

きたいということで、ご理解をお願いいたしたいと思います。

協議会の全体的な進捗状況ということでございますけれども、確かに制度調整、そのものについては、今回お出しするもので約75%くらい制度調整につきましては、進捗してございます。あと将来構想、建設計画につきましては、今後の委員さんの方々のところでご了承いただければ、あと事業関係等ございますけれども、非常に早い速度でいけるかなと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長(熊倉)

はい。

〇桐生(喜)委員

この意見聴取と住民説明会、私としてはむしろ住民説明会を早くやった方がいいのではないかというふうに考えるわけです。と言いますのは、ご承知のように昨年の暮れに住民説明会が行われたわけでございますけれども、この場合については、合併が求められる基本的な問題というのをあらかじめ住民の皆様に理解していただくために行ったわけでございますけれども、ここまで具体的なこの中身につきまして、これは協議会だよりに示してきたわけですけれども、住民の方にとりましては、今までのこの内容がまだよく理解されてこなかったのではないかなというふうに考えるわけでございます。それで、今までのことを理解していただくためにも、まず住民説明会をやって、それから住民の方の意見を聞くと。意見をするには、それなりの判断が必要なわけなので、判断するためにも今までの内容をあらかじめ説明しておく必要があるのではないかというふうに考えるわけでございます。この点にどうでしょうか。〇議長(熊倉)

事務局。

○事務局(羽田野)

住民説明会の時期ということでございますけれども、当初スケジュールの中では5月の下旬から6月の上旬ということで、お示ししてございましたけれども、ただ私どもの協議会の進捗状況が住民の方々が例えば行政制度の中間報告的なもので本当にいいのかと、ある程度合併に対しての色々な例えば検証がございますけれども、そういうものも含めて、またもう一つは、将来構想についてある程度見えるような段階になってから、住民の方々にご説明を申し上げて、ご理解をしていただいた方がいいのではないかと思い、私ども7月頃までであれば、何とかその辺のところの題材をまとめ上げることができるのではないかということで、また住民の方々に単純に行政制度調整だけでご理解してもらえるのかということも考えまして、そういうような日程をスケジュール的にさせていただいたというような状況でございますが、よろしくお願いをいたします。

○議長(熊倉)

はい。

○皆藤委員

今の提案について、私ちょっとどうかなという感じを持つのですが、いわゆる全世帯の意向調査の内容がどうであるのかについて、この時期が適切なのかどうかという判断にもなるのですけれども、概要が今示されておって、どういったことを聞くか、内容のところには書いてありますけれども、これも具体的に意見聴取する要旨といいますか、中身があって、この内容に従った中身を確認した上で、今この時期にこういった全世帯意向調査をすることがいいのかどうか。まさに先ほど桐生さんおっしゃったように、全く説明もない、ペーパーだけの情報の中で、いろんな角度からまた意見が出てくる。意見が出てくるのは当然なのですけれども、そういった意見も前段にきちっと説明した上で、さらに必要であったら全世帯意向調査もやるべきでしょうし、私はちょっとこんなことを今ごろするのというのは想定もしていなかったのですけれども、ちょっとねらいがよくわからぬことと、この時期どうかなというふうに感じますのですが、どんなものでしょうか。

○議長(熊倉)

事務局。

○事務局(羽田野)

全くその辺のところおっしゃるとおりかと思います。ただ、皆様方もご存じのとおり、将来構想の段階で最終的な詰めが今まだできていないということでございます。本来もう少し早目の段階のところでご了承をいただいて、この要綱の中にございます四つの項目についてということなのでございますけれども、その辺のところは大変申しわけございませんけれども、この終了後におきましてその辺のところも委員さんのところでご了承をいただいて、それをもとに単なる事務局サイドでの考えではやりたくない。委員さんのところでご了承いただいた上でというような考えがございまして、大変申しわけなく思っております。その辺のところ進捗と非常に密接な関係がございます。ただ、そうは言いましても、住民の方々からいろんな意見を寄せていただきたいと。この時期を逃すと進捗していく中で、説明というよりは、意見を伺う機会を限られてくるような状況がございます。そのようなところで今回やらせていただきたいということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長(熊倉)

はい、どうぞ。

○斉藤委員

ただいまの件でございますけれざも、私もこの資料を読ませていただきましたときに、住民説明会を何時、まずするのかなと第一に思いました。先ほど会長さんの方から参院選終わってからというふうなお話もございました。それから、ある程度のこの会の進捗状態といいますか、そういうものが固まって、先の見える形で整えてから皆様に説明した方がよりわかりやすいのではないかというご意見、それ賛成でございますけれども、確かに先ほど桐生さんがおっしゃったように、住民の方々の中に、この合併というものに対する基本的な構えといいますか、そういうものが果たして徹底しているのだろうかどうかということがちょっと疑問に感じられるような気がいたします。それと同時に、前に無作為に抽出され

た方々のところに将来構想についてのアンケートをとりました。その結果、まとめられて協議会にも報告あり、そして私たちがそれをもとに住民はどういうことを考えていらっしゃるのかという、そういうことを踏まえながら、先日18日の学習会というのですか、検討会のところに色々と三つのグループに分かれて、色々討議したわけです。それを今度またまとめてアンケートのところに盛られるのだろうと思いますけれども、何にも住民説明会もなくて、またアンケートなのか。そして、記述式ではなくて記入式ですから、書きやすいということはわかるのですけれども、ここに家族で相談してどなたでもいいから記入していただくという、ここに書いてあるわけですから、書きやすいとは思いますけれども、何かそのへん住民の人たちが拒否反応を起こすのではないだろうか、疑問視を持つのではないかという懸念が一つと。それから、この前の18日の話し合い、色々一生懸命やったわけですから、その結果まだ結論としてまとめというものが出ていないわけですけれども、それを6月に入ってからやられると思うのですが、その辺の期日とかとあわせて、何か雑然とした質問というか、意見ですけれども、私の意見でございます。

○議長(熊倉)

今この件につきまして、何か消化不良の趣が十分ありますので、ちょっとここで休憩をしまして、そ してあと議事録に入らないようにフリートーキングでちょっと意見調整を図ってみたいと思いますけ れども、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊倉)

ご異議なければちょっと休憩ということにいたしまして、あと自由にちょっと意見交換をさせていた だきたいというふうに思います。

(休憩)

○議長(熊倉)

それでは、これから会議を再開させていただきます。

お諮りいたしますが、今ほど事務局から説明のありました件については、それでは進捗計画というものについての粗筋がある程度皆さんに提示をし、そしてある程度了承をいただいた形のものをもって説明に上がるという、そしてその説明の結果についてこういうアンケートと申しますか、出していただいて、それを修正する。基本のやつをさらに肉づけをするというものの資料にさせていただこうというようなふうに考えて実施したいと思うのでありますが、いかがでございますか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊倉)

それでは、ご異議ないようでございますので、ただいま、申し上げたような形で、この案件は処理させていただきます。どうもありがとうございました。大変不手際で申しわけありませんでした。

それでは、承認第7号となっております中条町・黒川村合併協議にかかる全世帯意見聴取の実施につ

いては、ただいま申し上げたような形で処理させていただきます。

それでは、直ちに議案の採決に入っていきたいと思います。

議案第15号 介護保険事業の取扱いについては、先回からの継続協議の案件でございます。この案件につきまして、前回提案説明させていただいたものでございますが、ご質疑なり、ご意見がございましたらお願いをいたします。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊倉)

格別ご意見なり、ご異議なりございませんので、議案第15号の介護保険事業の取扱いについては、原 案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第16号 各種事務事業の取扱いについて、これも先回からの継続協議の案件でございます。 この案件につきまして、ご質問等ございましたらお願いをいたします。よろしゅうございますか。

○議長(熊倉)

それでは、格別ご異議ないようでございますので、議案第16号の各種事務事業の取扱いについては、 原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第17号 保健事業の取扱いについては、先回からの継続協議の案件でございます。この案件につきまして、前回提案説明させていただいておりますので、ご質疑等ございましたらお願いをいたします。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊倉)

ご異議ないようでございますので、議案第17号の保健事業の取扱いについては、原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第18号 各種事務事業の取扱いについて、これも先回からの継続協議の案件でございます。 前回提案説明させていただいておりますが、ご質問、ご意見等ございましたらお願いをいたします。 はい。

〇坂上(隆)委員

坂上です。ひとつよろしくお願いします。それでは、18号の資料の7ページになろうかと思いますが、スクールバスについてですが、現在中条町さんの方ではスクールバスを出しているということで、黒川村の方では現在出しておりません。それで、合併になった場合、運行範囲については中条町の例により調整するということでございますが、スクールバスの範囲でございますが、これ2.5キロ以上となっておりますが、これは中条地区の場合平らなところを歩くというようなことでございますが、鼓岡地区、長谷地区の場合は、結構山あり、谷ありというようなことで、これ2.5キロよりもう少し甘くしていただいた方がいいのではないかというようなことと、最近学校の下校時によく不審者というのが出ており

ます。その中で、距離が2.5キロ以上がいいのか、それとも子供たちの安全確保というような意味で、 2.5キロはこれはどんなものかなというような感じを受けておりますが、もしよろしかったらここのと ころを少し見直していただけないかというお願いでございますが、よろしくお願いします。

以上です。 ○議長(熊倉)

事務局。

○教育委員会次長南(黒川村)

ただいまのご意見、不審者、それから安全確保というようなことでございますので、それらも今後調整方針にお示しをしてございますが、この検討する際には大いにこの検討事項の中に入れさせていただきまして、今後検討していくというような形をとらせていただきとうございます。よろしくお願いいたします。

○議長(熊倉)

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊倉)

ないようでございますので、ただいまのご質疑に対する意見等を将来の運用に十分生かしてもらうというようなこと等を踏まえまして、議案第18号の各種事務事業の取扱いについては、原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第19号 各種事務事業の取扱いについて、これも先回からの継続案件であります。ご質問 等ございましたらお願いをいたします。よろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(熊倉)

格別ご意見もないようでございますので、議案第19号の各種事務事業の取扱いについて、特に学校教育に関することでありますが、原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第20号 各種事務事業の取扱いについて、特に社会教育に関する件でありますが、これも 先回からの継続協議の案件でございます。ご質疑等ございましたらお願いをいたします。

はい、どうぞ。

〇坂上(隆)委員

別紙の一番最後のページ、34ページになろうかと思いますが、この中に中条町のPTA連絡協議会に補助金を出しているというようなことが書かれているわけですが、新市になった場合、中条町の例によるというようなことになろうかと思いますが、新しく市になった場合、今度市のPTA連絡協議会というのを立ち上げなければならないというふうに思います。その中で、先日北部郷のPTA連絡協議会がございまして、新しく市になった場合、市P連を立ち上げるというようなことで、今までの活動とは若

干違った活動になろうかと思います。今までは、郷P、郡P、県Pというような形の中で活動してきているわけですが、今度は市P連になりますと、市P連からすぐ県Pの方にいくというような活動になろうかと思います。このようなことから、組織を少し変えなければいけないというようなこと、そして少子化に伴いますところの予算的な面、そしてPTAの意見も入れていただきたいというようなことで、市P連を立ち上げる場合、ぜひPTAも参加させていただきまして、市P連を立ち上げていただけないかというお願いでございます。

以上です。

○議長(熊倉)

それでは、今希望でございますので、それらを今後の含みといたしまして、原案のとおり決定いたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊倉)

それでは、議案第20号の各種事務事業の取扱いについて(社会教育に関すること)については、原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第21号 各種事務事業の取扱いについて(スポーツ振興に関すること)を議題といたします。

この案件につきましても、前回提案説明をさせていただいた案件でございます。ご質疑等ございましたらお願いをいたします。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊倉)

ご異議ないようでございますので、議案第21号の各種事務事業の取扱いについては、原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第22号 使用料・手数料等の取扱い(その2)についてを議題といたします。

この案件につきましても、前回提案説明させていただいた案件でございます。ご質疑、ご意見等ございましたらお願いをいたします。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊倉)

格別ご異議ないようでございますので、議案第22号の使用料・手数料等の取扱いについては、原案のとおり決定させていただきます。

次に、議案第23号から議案第32号まで、今回は提案説明をして、それをお聞き取りいただくということになるわけでございますので、これからそういう手法でご協力お願いをいたします。

それでは次に、議案第23号 町名、大字名の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明を願います。

○総務課長野沢(中条町)

それでは、町名、大字名の取扱いであります。1ページをお願いいたします。現在の両町村における町名、大字名はそこに掲載されているとおりであります。調整の方針といたしましては、両町村の区域内の町名及び字名は、現行のとおりとし、原則として大字名については、大字の字句のみを削除した現行の地名を表示する。こういうことでありますから、例えば中条の場合、何々市表町、大字の方は何々市中条、または何々市加賀新ということになると思いますし、黒川村の方は何々市黒川、何々市下江端と、こういうことであります。ただし、今後地域住民の意向調査により、大字名、境界等の変更を要望する地域については、合併後時期を定めてこれを実施したいとする調整方針であります。よろしくお願いします。

○議長(熊倉)

それでは、議案第23号の説明を終わりまして、その前に何かご質問等がございましょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊倉)

今の説明で何かなければ次へ進ませていただきますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊倉)

それでは、議案第24号 行政区名の取扱いについてを議題といたします。 事務局から説明をお願いします。

○総務課長野沢(中条町)

では次に、行政区であります。行政区の1ページをお願いいたします。現在中条町では105の行政区、 黒川村では31の行政区があります。調整方針といたしましては、行政区の区域、名称については、原則 現行のとおりとするものであります。ただし、地域住民の意向調査により、合併を契機に行政区の統合、 名称の変更、住所との統一等を要望する行政区については、合併後これを実施する。こういう調整方針 であります。

以上で説明を終わります。

○議長(熊倉)

この案件につきましても、今回は提案説明で次回に協議をいただく案件でございますので、質問がなければ次に進みたいと思いますが、いかがでございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊倉)

ご質疑ないようでございますので、以上で質問を終わります。

次に、議案第25号 慣行の取扱いについてを議題とします。

事務局から説明を願います。

○総務課長野沢(中条町)

次に、慣行の取扱いについてであります。同じく1ページをお願いしたいと思います。両町村の表でありますけれども、これにつきましては、調整方針として、合併時に新規に構築する。その方法は公募、または委託ということでありますし、合併時にというその基本的な考え方は、新市に立ち上がる前に制定をしたい、そういう方針であります。以下、キャッチフレーズ、町村の木、町村の花、町村の鳥、それぞれ歴史があるわけでありますけれども、これにつきましては、合併後新規に構築すると、こういう方針であります。都市宣言につきましては、中条町が五つあるわけでありますけれども、調整は中条町の例をもとに、新市において検討をしたいとするものであります。参考までに都市宣言の五つの部分が別紙にありますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長(熊倉)

事務局の説明が終わったところでありますが、これも今回は提案説明ということで、次回に協議をいただく案件ではございますが、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

はい、どうぞ。

○片野委員

新しい市の市章になるわけですか、これは今度今ちょっとここに新市の名称を公募したののリストが一覧ありますが、そういうのが決まった後に公募あるいは委託というような形をとっていくということになるわけでございましょうか。

○議長(熊倉)

事務局。

○総務課長野沢(中条町)

基本的にはそういうことになると思います。名前もわからないでマーク的にもならないと思いますし、 おっしゃるとおりであります。

○議長(熊倉)

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊倉)

格別ご質疑等もないようでございますので、以上で議案第25号の質疑は打ち切ります。

次に、議案第26号の一部事務組合等の取扱いについて議題といたします。

事務局より説明を願います。

○総務課長野沢(中条町)

それでは続きまして、一部職務組合等の取扱いについてであります。1ページをお願いします。一つは、新潟県市町村総合事務組合についてであります。事業内容については、そこで記載されているとお

りでありますけれども、中条町、黒川村ともすべて同じ一部事務組合に加入しております。したがって、 調整方針といたしましては、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において当該組合、もしく は当該組合を継承する組合に継続して加入する。これが調整方針であります。

続いて、2ページをお願いいたします。2ページは、新発田地域広域事務組合であります。これにつきましても、中条町、黒川村ともすべて同じ一部事務組合に加入しております。したがって、調整方針は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において当該組合、もしくはこれを継承する組合等に継続して加入をすると、こういうことでありますし、この下の新発田地域老人保健福祉組合、それから3ページの方になりますけれども、下越障害福祉事務組合、これについても同様でありますので、調整方針も同じだと、こういうふうになります。

続きまして、4ページの方になりますけれども、下越清掃センター組合、これにつきましても、中条町、黒川村とも同じように一部事務組合に加入しております。したがって、前と同じように調整方針は合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において当該組合、もしくはこれを継承する組合等に継続して加入をする。こういう方針であります。

以上で説明を終わります。

○議長(熊倉)

いかかでございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊倉)

格別ご異議ないようでございますので、以上で議案第26号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第27号 公共的団体等の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明を願います。

○総務課長野沢(中条町)

それでは、公共的団体の取扱いについてと、こういうことであります。1ページをお願いいたします。 現在両町村に設置されている公共的団体、主なものというふうに書いてありますけれども、ここが今の 段階ではこの団体しかないのかなと、こんなふうに思っています。調整の方針は、公共的団体について は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努める ものとするということで、3点ほど挙げておきました。一つは、両町村に共通する団体は、新市との一 体性を保つため、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。二つ目は、統合に時間を要する 団体は、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。三つ目でありますけれども、現在はこ ういう団体はありませんが、もしそういう部分ができた場合については、独自の目的を持った団体は現 行のとおりとすると、こういう方針であります。参考までに裏面には関係法令と先進地の事例も掲載し ておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長(熊倉)

以上で議案第27号の説明を終わったところでありますが、いかがでございますか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊倉)

格別ご意見もないようでございますので、以上で議案第27号の質疑を打ち切ります。 次に、議案第28号 各種事務事業の取扱いについて(上水道事業に関すること)を議題といたします。 事務局から説明を願います。

〇下水道課長近(中条町)

それでは、上下水道課の方から上水道並びに下水道の取り扱いについてご説明を申し上げます。

初めに、水道につきましてご説明申し上げますが、まず1ページの方を見ていただきたいと思います。 1ページの方では、上水道事業について黒川村では簡水事業になるわけですが、水道事業のうち料金に ついてが7件、なお施設の維持管理等については、これが1件でございまして、計8件について調整い たしましたので、順を追って説明いたします。

それでは、3ページをお願いしたいと思います。この制度調整の内容を説明します前に、まず黒川村 と中条町の給水の現状を理解していただいて、その後ちょっと説明いたしたいと思います。まず、中条 町と黒川村の給水の形態が大きく変わっておりまして、中条町の方では、一応5,001人以上に給水をし ていることから、上水道事業となっております。なお、黒川村の方については、101人を超えて5,000人 未満というふうなことでございまして、簡易水道事業ということでございます。なお、中条町は町内全 域を上水道事業区域にしておりますし、黒川村につきましては、第1簡易水道事業、これ黒川地区でご ざいます。1,037戸。なお、第2簡易水道区域といたしまして、鼓岡並びに大長谷地区719戸を給水して いるということでございまして、水の確保そのものが中条町は地下水も利用しているのですが、主とし て荒川町の表流水を取水して、そして浄水し、給水しているというふうなことでございますので、取水 してからきれいにするまでの工程、さらに取水から中条まで持ってくる施設の設備費、こういうものが ありまして、水のコストが高くなっております。なお、黒川村につきましては、すべて井水、くみ上げ 水を使っておりまして、胎内川の伏流水でございまして、大変きれいな水で、水道法に基づく滅菌、こ ういうものをやって供給しているという、非常にシンプルな供給形態でございますので、コストが安い と、そのようなことから料金に影響しているわけですが、料金の方を説明申し上げますと、基本料金で ございます。基本料金につきましては、ここに記載のとおりでございまして、家庭用については両町村 とも10立方を基本料金にしておりますし、さらに営業用、官公庁用、また病院用については、30、50と いうふうに同じでございますが、工場用についてのみ中条町の方が400立方を基本にしておりまして、 黒川村については100立方を基本料金にしているということでございます。

さらに、この料金につきましては、今ほど説明したように、水道コストの関係から、今ここで料金を あわせるとしますと、中条を黒川にあわせますと、非常に水道会計が厳しくなると、さらにその逆です と、住民負担が年間に1万数千円くらい平均ふえるわけですので、ちょっと住民負担が大きいというふうなことから、一応現行のとおりにしていきたいということでございます。さらに、給水形態については、上水道事業と簡易水道事業ということで、全く異なった2本の事業というふうに理解していただければわかりやすいかなというふうに思います。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思いますが、4ページについては、今ほどの基本料金を超えたものの取り扱いでございまして、中条町の方については、超過料金は1立方180円ということでございますし、黒川村については、一般用と臨時用というのがあるのですが、一応一般用、これすべてなのですが、中条町で言われる家庭用から病院用までのすべてなのですが、1立方130円ということでございます。これにつきましても、先ほど申し上げましたように、非常に影響が大きいということで、現行どおりというふうにしたいと思います。さらに、臨時用につきましては、中条町にはこの制度がございません。黒川村の方には、例えば工事現場の飯場とか、農業用の育苗ハウスなどに期限をつけて使用するものの料金というのが260円という倍額を設定しているわけでございますが、これについては、使用する期間が短い割には職員のコストがかかるということで、このような制度を取り入れてはいるのですが、今後いろいろ検討した結果、合併時には黒川村の臨時用というものを廃止したいということでございます。

続きまして、メーター使用料でございますが、メーター使用料につきましても、今黒川村と中条町では50ミリまで黒川村にも制定はありますが、格差があります。なお、75ミリ、100ミリというふうなことについては、黒川村の方いろいろ確認しましても、75、100という口径を使う施設がないというふうなことでございますので、ちょっとこれだけの大口径は中条町しかないので、わざわざここで調整することも必要ないのかなというふうなことでございまして、料金を現行のままにするということでございますので、それについて料金の一環というふうに見まして、現行のとおりとしたいということでございます。

続いて、6ページをいただきたいと思いますが、6ページにつきましては、延滞金の制度でございます。延滞金の制度は、中条町の方では決められた期日までに納まらなければここに記載してあるような延滞金をかけるわけでございます。その計算方法についてもここに明記しておりますし、端数処理についてもここに記載しております。なお、黒川村には延滞金の制度はございません。今後期日までに納めない方につきましては、中条の例により延滞金制度をつくっていきたいというふうに考えております。続いて、7ページ目でございます。7ページ目につきましては、加入金でございます。加入金につきまして、50ミリまでについて黒川村も中条町も全く料金は一緒でございます。さらに、先ほど75ミリ以上の大口径が黒川になかったということで、黒川にはないのですが、中条町の方ではめったにないのですが、ある可能性もあるというふうなことでございまして、75ミリ以上を残したいということから、合併時については中条の例により統一したいと思います。さらに、改造工事に当たって、改造後口径変更をする場合についての金額でございますが、これについては黒川村とも両町村差異がございませんので、

現行どおりにしたいと思います。

続いて、8ページ目でございます。8ページ目については、工事の検査手数料並びに道路占用の書類の作成手数料でございます。これらについては、工事の検査というのは、水道工事を行うというのは各家庭において10年、20年というふうな長い年月1回あるかなしの事業でございます。そのような関係で、ここで新しく制定したとしても、そう大きな負担ではないというふうなことが一つあります。本来検査というものは、工事の一部として、本来受益者が負担すべきものであって、水道料金の一部から賄うという性格のものではないと思いますし、特に道路占用書類というものは、この個人の施設を道路内に埋設するというために、本来書類を作成するのですが、本来個人が作成しなければならないものを町、村の職員が作成してきてくれているわけですので、その作成手数料ですから、これについても受益者が負担すべきものであろうというふうなことで、黒川村にはこれらの該当がありませんでしたが、合併後につきましては、中条町の例によりこれは制定したいと思います。

続いて、9ページ目でございます。料金等の減免でございますが、料金の減免については、記載表現 はちょっとニュアンスが違うのですが、大体書いてあることはほとんど同じでございます。さらに、こ こで一番大きな問題につきましては、不明瞭な漏水について、推測する期間を中条町は12カ月と、黒川 村は3カ年というふうなことですが、3カ年までさかのぼって推測する必要もないだろうというふうな ことから、この部分については12カ月でいいというふうなことでございます。さらに、黒川村について は、推測した結果、不可抗力の漏水であったという場合については、全額免除しておりますが、中条町 に関しては個人の設備ですから、個人の管理義務、これらも課しておりまして、50%を減量していると いうふうなことでございます。これについては、料金に格差はあるが、制度は一緒にしたいというふう なことでございますので、合併後調整したいと。両方あわせていきたいというふうに思っております。 10ページ目でございますが、10ページ目につきましては、官民の責任分界点でございます。今中条町 はここに小さい図にかいております甲止水栓、甲乙丙の甲のとめ栓でございます。ここを責任分界にし ておりますし、黒川村についてはメートル器を責任分界にしております。どちらでも明確でわかりやす いのですが、メーターを基準にした方がメーター以前であれば個人のところに水道料金は賦課していか ないのですが、メーターを過ぎたものはすべて個人にかかるというふうなことから、メーターを責任分 界にいたしまして、町と官民の管理範囲にしたいというふうなことで、現在黒川村はそのような方法を とっておりますので、結果的には黒川村の例によりたいということでございます。

以上です。

○議長(熊倉)

ただいま議案第28号の上水道事業についての説明がありました。今ほどの説明に対してご質疑等ございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊倉)

格別なければ今回は提案説明ということでありますので、先に進みたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊倉)

格別ご異議ないようでございますので、議案第28号の質疑は以上で打ち切ります。

次に、議案第29号 各種事務事業の取扱いについて(下水道事業に関すること)でありますが、これ についての説明を事務局からしていただきます。

事務局。

〇上下水道課長近(中条町)

それでは続きまして、下水道事業に関することについて協議した内容を説明申し上げますと、ここにつきましても、中条の制度並びに黒川の制度をちょっとご説明を申し上げますと、中条町の左岸、いわゆる旧中条町と旧築地村なのですが、この胎内川の左岸地区については、公共下水道事業ということで行っておりまして、今その公共下水道のまま進めております。さらに、乙地区、いわゆる右岸の方並びに黒川村については、農業集落排水整備事業ということで、同じ事業を行っております。その結果、中条町の農集排のいろんな制度、料金等については、公共下水道の内容に準じているわけでございますので、公共下水道につきまして、説明の方をちょっと簡素化させていただきたいと思います。なお、料金の算定方法並びに使用料の計算方法、こういうものについては、すべて農集排の部分にも当てはまることでございますので、今現在ある公共下水道部分の料金の算定、使用料の計算方法、料金の減免、受益者負担金の延滞金督促、滞納処分、ここに至るまでの8項目、これについては黒川村にこの項目がないということから、すべて現行のとおりとしたいということで、この説明を割愛させていただきたいと思います。

それで、農業集落排水整備事業について説明申し上げます。それでは、11ページをお願いします。11ページ目、料金の算定方法でございますが、料金の算定方法のうち、使用料の算定については、使用水量が10立方以下の場合を基本料金とすると。さらに、この使用水量が10立方を上回った場合、先ほどの基本料金プラス使用水量マイナス10立方、基本料金分でございますが、これに掛ける使用料区分の単価ということでございまして、両町村とも全く同じ考えでございますので、これについては現行のとおりとしたいということでございます。

続いて、12ページでございますが、12ページについては、使用料の計算方法でございます。最初算定方法について、中条町の場合は、下の表によって算定した合計金額に消費税相当額を加えた額ということでございまして、1円未満の端数は切り捨てております。黒川村も結果的に同じことを言っているのですが、10円未満の端数は切り捨てたいということでございまして、これについては円単位を切り捨てた方がわかりやすいというふうなことから、現行のとおり合併後黒川の例によって統一したいというふうなことでございまして、端数処理について、これから下水道料金が例えば1,596円とかという6円が

なく、1,590円というふうな切りのいい数字にしたいというふうに考えております。あと基本料金については、中条町の方では1,500円、黒川村の方では1,300円、あと超過料金については中条町は使えば使うほど高くなるシステムを採用しておりますし、黒川村は一律160円ということでございます。10立方から30立方まで一般家庭だと大体この辺におさまっているわけでございますので、ここでは10立方を超え30立方、両者とも160円というふうなことで大体一緒でございます。さらに、この料金体系については、平成19年でこの農業集落排水整備事業というのが両町村とも終了いたします。そこで、工事も全部終わりまして、新しく今度運営事業だけが待っているというふうなことでございますから、19年ですべて終わった、事業が終了した後平成20年にこの料金体系のあり方等について検討したいということでございます。

続いて、減免でございますが、減免についても使用料の減額免除、これは両町村で差異がございませんでしたので、現行のとおりにしたいと思います。

延滞金と督促、滞納処分でございますが、これについては、先ほど上水道に準じた形で延滞金の制度を取り入れておりますが、黒川村にはこの制度がございません。したがって、これについても先ほどの上水道と同じように中条の例によりたいと思います。

あと負担金の算定方法でございますが、下水道の受益者負担金につきましては、全体事業費の5%を地元が負担しなければならないというふうな基準がありまして、中条町については、地元が負担すべき5%を各町民から徴収いたしました。その金額についてはこの表のとおりでございますが、おおむね25万円ということで、25万円負担を課しております。さらに、黒川村につきましては、地元負担分の5%というものは、黒川村の一般会計から支出しております。そのようなことから、一応ここについては農業集落排水整備事業が終了した19年以後、平成20年に再検討が必要ということでございますが、一応合併時にはこのままというふうなことでございます。

受益者負担金の徴収方法、これ黒川村にはないわけでございますので、中条町の徴収方法、これを参考にしたいというふうなことでございます。あと分担金の徴収猶予について、受益者負担金の徴収を猶予することができるというのは、何項目かございます。その項目に従って中条町は今実施していますが、黒川村には分担金がないわけですので、この制度もございません。これについては現行のとおりというふうなことでございます。

続きまして、延滞金督促、滞納処分について、これ先ほどの上水道と全く同じ考え方でございまして、 黒川村には受益者負担金がありませんので、現行のとおりとしたいということでございます。

以上でございます。

○議長(熊倉)

以上で下水道事業に関する説明は終わったところでありますが、今ほどの説明につきまして、何かご 質問等ございましたらお願いをいたします。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊倉)

格別ご質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

次に、議案第30号 各種事務事業の取扱いについて(建設関係事業に関すること(その1))を議題といたします。

事務局から説明を願います。

○建設課長小野(黒川村)

黒川村の小野でございますが、よろしくお願いいたします。3ページをごらんいただきたいと思います。除雪路線延長についてでございます。黒川村と中条町では、降雪の量が違いますので、調整方針につきましては、道路除雪については、現行水準を維持することとし、新市において除雪計画を定め、実施するということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(熊倉)

今ほどの建設関係事業についての説明があったところでありますが、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊倉)

格別ご異議ないようでございますので、以上で議案第30号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第31号の各種事務事業の取扱いについて(公営住宅に関すること)でありますが、これを 議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○建設課長小野(黒川村)

公営住宅に関することのご説明をさせていただきたいと思います。

3ページから4ページをごらんください。県営住宅、黒川村においては、県営住宅はございませんので、調整方針につきましては、中条町の例による。

次、5ページをごらんいただきたいと思います。町(村)営住宅状況、中条町、黒川村にそれぞれございますので、調整方針は現行のとおりとさせていただきます。

次、6ページをごらんいただきたいと思います。維持管理等黒川村には共有部分というものがございませんので、あと住宅管理人等も置いておりません。そこで、調整方針につきましては、合併時に中条町の例により統一するということでございます。

次、7ページをごらんいただきたいと思います。町(村)設住宅状況、共用部分の取り扱いが中条町にはありますが、黒川村にはございませんので、調整方針につきましては、合併時に中条町の例により 統一する。

次、8ページをごらんいただきたいと思います。農集住宅でございますが、農集住宅は42年の羽越災

害のときに被害を受けた方々のために建設された住宅でございまして、中条町にはございませんので、 調整方針につきましては、黒川村の例によるということでございます。

次、9ページをごらんいただきたいと思います。特定公共賃貸住宅、この住宅は公営住宅より所得が 多い方々のための住宅でございまして、中条町にはございませんので、調整方針につきましては、黒川 村の例によるということでございます。

次、10ページをごらんいただきたいと思います。住宅運営委員会、黒川村には委員の制度がありませんので、調整方針につきましては、合併時に中条町の例により統一すると。現在中条町の委員の方は6名でございますが、新市においては10名として委嘱するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(熊倉)

ただいま議案第31号の公営住宅に関する説明のあったところでありますが、ご質疑なり、ご意見等ございましたら承りたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊倉)

格別ないようでありますので、以上で質疑を打ち切ります。

次に、議案第32号 使用料・手数料等の取扱い(その3)についてを議題といたします。 事務局から説明を願います。

○建設課長小野(黒川村)

それでは、使用料・手数料の取扱い(その3)について説明させていただきます。

1ページをごらんいただきたいと思います。県営住宅使用料、黒川村には県営住宅はございませんので、調整方針につきましては、中条町の例によるということでございます。

続きまして、2番の町村営住宅使用料、両町村それぞれにございますが、調整方針につきましては、 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。

3、町村設住宅使用料、両町村にありますが、調整方針につきましては、現行のとおりとする。ただし、減免規定は中条町の例による。

次、2ページをごらんいただきたいと思います。農集住宅使用料、中条町にはございませんので、調整方針につきましては、黒川村の例によると。

5番、特定公共賃貸住宅使用料、これも同じく中条町にはございませんので、調整方針は黒川村の例によるということでございます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。6、駐車場使用料、これにつきましても、中条町 にございませんので、調整方針につきましては、黒川村の例によるということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(熊倉)

以上で議案第32号の説明を終わります。

これにつきましてご質疑等ございましたらお願いをいたします。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊倉)

格別ないようでございますので、以上で議案第32号の質疑を打ち切ります。

以上で議案の審議は終了となります。

次に、市町村合併支援道路整備事業の箇所決定について、事務局より説明を願います。

○事務局(羽田野)

資料つづりをごらんになっていただきたいと思います。資料1をお開き願います。この資料1、それから一番最後のところにカラー刷りの地図がございますが、これがちょっととじ方が悪くて大変申しわけございませんが、この箇所決定とそれから一番最後のカラー刷りの位置図がセットでございますので、大変申しわけございません。これは、県の地域活性化推進事業で、市町村合併に向けた市域の一体化を促進するため、合併重点支援地域内の道路整備の促進を図り、合併支援を重点的に行うことを目的とした市町村合併支援道路整備事業でございます。総事業費3億円以内、3カ年で実施する県単独事業でございます。ご承知のとおり当協議会は、3月4日に合併重点支援地域に指定されており、県道2路線の歩道設置を要望しておりましたところ、5月12日に箇所決定の通知がありましたので、ご報告申し上げます。いずれも歩道新設でございます。

位置図の方を見ていただきたいと思います。一般県道樽ケ橋 長政線、これは黒川村大字東牧から中条町大字平木田間、延長1,310メートルでございます。それから、もう一路線、一般県道荒井浜 黒川線は、中条町大字十二天から大字横道間の延長820メートルでございます。いずれも歩道でございます。事業年度は平成16年度から平成18年度までの3カ年となっております。

以上でございます。

○議長(熊倉)

以上で合併支援道路事業についての説明を終わりましたが、何かこれについてご質疑等ございましょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊倉)

それでは、市町村合併支援道路整備事業の箇所決定についての説明を終わります。

次に、次回の協議会について事務局より説明を願います。

○事務局(羽田野)

次回協議会についてでございますが、次回は6月30日水曜日、午後2時から、会場は本日と同じ同会場でございます。それから、提出予定議案でございますが、行政制度調整につきましては、総務に関すること、建設に関すること、農林水産業に関すること、商工観光に関すること、財産に関すること、そ

のほか継続協議ということで予定をしてございます。

以上でございます。

○議長(熊倉)

次回の協議会は6月30日ということでございますので、大変またご足労をおかけいたしますが、よろしくひとつお願いをいたします。

次に、その他に入りますが、事務局から何かありますか。

○事務局(羽田野)

今お手元の方に新市名称募集の応募名称一覧という表を配付してございますが、この募集の状況でございますが、これは議案作成時の応募状況ということでございまして、5月14日現在となってございます。締め切りが5月17日の消印有効ということでございますので、議案作成時でのもので、14日時点のものを載せてございます。14日時点で応募数1,278件となってございます。それぞれ229種類ございました。それで、2ページ目の方に応募数、それから有効数というもの、それから上位20点ですか、それも載せてございます。5月21日現在の応募数で1,515通ございました。まだ一部整理中でございますので、次回の協議会で報告をしたいと思います。

以上でございます。

○議長(熊倉)

事務局の方からのその他の案件についての説明を終わりますが、皆様たちの方からその他について何かご意見ございましたらお願いをいたします。

はい、どうぞ。

○須貝委員

招集時間におくれまして申しわけありません。発言の内容につきましては、先般胎内会場におきまして、検討会を催された際に、合併問題に関するなかんずく任協における協議、またそれとの関連において中条町議会のこの問題に関する任協への認識等について意見が出されたわけであります。このことについては、中条町議会の合併問題調査特別委員会に最近いろいろと議論されたところであります。その結果、議長から会長に対して町民の知り、参加するということについての手順、プロセスが必ずしも住民の理解を得られる形ではないのではないか。このことについて会長に強く申し入れをしていただきたいという要望が出た経緯があるわけであります。

こうして何回か、きょうが7回目ですか、6回目ですか、の任協も淡々と進むわけですが、事務事業の調整、すり合わせは当然のことながら、国保、県条例、町村条例を基準にして行っておるわけですから、大きな差異はなく調整は非常にスムーズにいくのが望ましいことであり、そのことに議論があるということは多数の町村ではなくて、長い共通の歴史の中に立っている中条と黒川ですから、淡々と進むことについて何ら疑念を持つものではないのですが、将来について思いをはせるときになりますと、きょうも傍聴の方々がおられるわけですが、町民の方からすると、行政の熱意や任協の委員がいろんな勉

強をしていることがなかなか伝わらないといいますか、乖離がある。このことを何とか執行部、とりわけ会長において善処方をお願いしないと、進んだ状態で今度そのエネルギーが噴出するようなことがあってはならないというような気がするわけです。これは、議会の中での議論としてもあったことであり、私個人の意見を超えている状況にあろうかと思うのですが、もちろん職員の皆さんはこの方向性を会長の命のもとに積極的に進めて、幹事会も非常に適切に進んでいると私認識しているのですが、問題の町民が知り、参加して新しい市をつくるのだということについての配慮をどうするかということについてひとついろいろお考えいただきたい。

町民の中には、これは最高の合併のパターンであるというふうに考えている方々もあり、いや、これ は問題が多少はあるだろうと。時代だからやむを得ないだろうという、例えて言えば、これを最高の美 食だというふうに理解しておる町民もあれば、ケーキか、サンドウィッチのような軽食的に時代の流れ の中でやむを得ないだろうかということもあろうかと、これは私の個人的な表現ですので、軽率であれ ばおわびいたしますが、言いたいのは、住民の中にこの合併について、この手順についてそれぞれの温 度差があるということについて一定の対応をしなければならない。我々も含めて、対応する義務がある のではないかと、そのことをどうやってこれから仕上げるまでの作業を進めていくのかということにつ いて、非常に住民の皆さんの意見に対して敏感な議会が、とりわけその中でも中条町議会がいろんな意 見があるわけでございますが、そういう背景を考えながら、ひとつこの会の運営について、これから新 市計画、特に先般来検討会で議論されております新市計画の新未来像について、自然と人との共生空間、 アメニティーということについては、基本的には皆理解をしておるのですが、実際のところ胎内会場で も、またその前の樽ケ橋会場でも委員の皆さんの意見としては、もうちょっと全体が盛り上がるような キャッチフレーズが必要なのではないのかという意見があったのではないかと私は認識しておるわけ です。とりわけ先回の胎内会場での第2班の小野委員の取りまとめは、非常に適切だったと私は思って おるのですが、余りにもでき過ぎた事務方の文書で、淡々と事が進むと、結局住民が疎外されたような 感情を持つのではないかという懸念をするわけです。ひとつこれからのありよう、これからまさにお互 い口角泡を飛ばしながら身を切るような新しい夢をつくり上げるわけですので、議長からも強い要請が あったとは思いますが、会長、執行部において、この辺十分ご配慮いただきたいと思います。よろしく お願いします。

○議長(熊倉)

今ほどのご意見でございますが、もちろん私どもこういう公開の場で2町村から選ばれた委員の方々のご意見を聞き、そして合併に必要な諸事項を事務局にルールに従って順序よく出していただいてご審議いただいているわけであります。今お話のように地域住民の方から熱心にご討議いただいている姿が見えないということ等について、これはおとといの小泉さんの北朝鮮訪問みたいなものでして、非常に際どい外交であろうというふうに評価するものと子供の使いみたいだというふうに言われる人とあるように、本当に人によって近ごろの人々の意見、反応は非常に広いというふうに思います。私は、お互

いにこういう町村合併のこの事務というのは、一般の事務とは違って、法令に従った手順に従って、しかもやる方も受ける方も一生の間に一度みたいなまことにふなれといいましょうか、そういうものでありますから、非常に慎重を期して事務方も頑張ってもらっているわけであります。そしてまた、皆様方にも本当にふなれのところやっていくわけでありまして、日常茶飯事毎日の生活の中に出てきている仕事とは違うわけであります。手順を誤ると、そしてまた脱線している決め方であったりするということも、これまた将来に禍根を残す問題でありますので、今ほどの意見は意見としてお聞きをし、そしてまた事務方にも、そしてまたそういう意見があったということを委員の皆様たちからもひとつ参考にしていただきながら、今後充実した会議であり、そしてまた最初いろいろ問題になりました説明会、そういうこと等も踏まえながら、じっくり実のある説明会にいたしたいという努力が先ほどの須貝委員が見えないときの中で十分尽くされたとは思うので、そういうようなこと等ひとつご了解いただきながら、これからまたご精進していただきたいというふうにお願いを申し上げます。

ほかに何か。

はい、どうぞ。

〇桐生(喜)委員

先ほど住民説明会ということで、我々黒川村にとっては合併というのは100年に1回というような形 で、中条町の方ではこの戦後の30年前後ですか、1度合併しており、最近新発田市合併問題で説明会も あったそうですけれども、黒川村の場合は初めてなわけです。先回の説明会というのは、実質的なさっ き申し上げたように基本的な問題を理解してもらうというだけのあれであって、この次にやる説明会が 最も核心に入るわけなので、また会長さんさっきおっしゃったように、12月の説明会というのはほぼ決 まっているのだということであれば、なおさらこの点の説明会というものは充実しねばならないと思う わけであります。それで、私途中で恐縮なのですけれども、今までの制度調整、先ほどのお話では70% くらい進んでいるということでございますから、私一番懸念しているのは、今までの事務事業が今まで どおりやるということがほとんどなわけですけれども、では財政的な財政計画はどういうふうにこれか ら立てるのか。この点についても幹事会でよく審議していると思うのですけれども、このままであれば、 いろいろ予算規模でやることになるわけで、特例法によりますと、地方交付税と10年間は減らさないと いうことであれば、このままできると思うのですけれども、今までの債務とか、そういうのの状況はど ういうふうにこれから持っていくのか。その辺限られたこれからの少ない時間でございますので、幹事 会の方でも十分その点は検討してもらいたいと。先ほどの将来構想というのは、財政の裏づけがないと できないわけなので、むしろ現実的にもっと強く突っ込んだことを検討してもらいたいというふうにお 願いしているわけです。

以上です。

○議長(熊倉)

大変いいご意見承ったところでありますし、ご承知のように第1回目の説明会というのは、主として黒川と中条が合併をするというテーブルに着くかどうかということがまず主体とする説明会ということになるうかと思います。そして、これからのが本当のでありますが、ただ今お話のように地域住民が最も望むというところに入る、そういう資料の整理というのがまだずっとなされていなくて、従前の末端の方のすそ野の方のいろいろな慣習に基づいたそういうものの調整を今やってきて、ようやく本当に住民が関心の持てる状態のものがこの次あたりに出てくるという時期であります。したがって、それを内容はこうだということをみんなが住民のところに出すのもいいのですけれども、こういう内容のものをどう仕組むかという、そういう仕組み方を決めるときに、前もって住民に相談した方がいいのか、そんなのを説明会に出しても我々にどうせいといってもしようがないではないかと言われれば、執行部としてはこういうふうな組み立てをしたいという素案をつくってから説明をするかという、そういうことが最初にあったというふうに私は理解をします。

私もこの協議会とすれば、そういう今の財政状態を見、そしてまた特例債というものを見、そしてこれからの将来計画はどんなふうにしたいかということについての七、八割骨子を抱いて、そしてあと一、二割の余裕というものを残しておきながら、それらをこの次の説明会の声を聞き、あるいは意見聴取というもの等も踏まえて、そして固めたもので各議会の承認も求めるわけでありますから、そうしう時期に入って12月の100%確定をして、県議会に提出する前に全地域住民の理解を得るというのが最終の説明会になろうかというふうに思いますので、依然として大あらましそういうふうにご理解いただければ幸いだと思います。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(熊倉)

なければ終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(熊倉)

それでは、大変長時間この第6回の合併協議会の審議を賜りましてありがとうございました。今ほど 貴重な意見等もお聞きいたしましたので、これらを十分心して、これからの進行を図っていきたいとい うふうに思いますので、議員の皆様たちからも十分ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。 本当に長時間ありがとうございました。

以上で閉会といたします。